

東京大学大学院経済学研究科 特任研究員（特定有期雇用教職員）の募集について

本研究科では、「ERATO小島マーケットデザインプロジェクト：社会実装グループ」（代表：野田俊也）に関連して、経済学の研究と社会実装に関連する業務に従事する特任研究員（特定有期雇用教職員）を、下記の要領で募集いたします。

1	専攻分野 職名及び人数	経済学に関連する分野 特任研究員（特定有期雇用教職員） 2名
2	契約期間	2024年4月以降の早い時期～2026年3月31日（任期2年）
3	更新の有無	予算の状況、業務の必要性、勤務成績の評価によって更新する場合があります。更新は1回。最終雇用期間満了日：2029年3月31日。
4	試用期間	採用日から14日間 給与・待遇に変わりはありません。
5	就業場所	東京大学大学院経済学研究科(東京都文京区本郷7-3-1)
6	所属	東京大学大学院経済学研究科 ※業務の都合により変更することがある。
7	業務内容	本学が行う「ERATO小島マーケットデザインプロジェクト：社会実装グループ」（代表：野田俊也）における、広い意味で制度・政策の設計にかかわる経済学の研究と、学術知の社会実装、プロジェクト推進にかかわる事務を行う。プロジェクトより割り振られる業務と、自身の研究業務の時間比率は原則50:50（但し、プロジェクトの都合により、時期によって多少の前後あり）。なお、プロジェクトにより割り振られた研究業務には、想定している貢献ができていない限り、原則として共著者として参加してもらおう。
8	就業日・就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
9	休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10	休暇	年次有給休暇、特別休暇等
11	賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額42万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（支給要件を満たした場合、原則55,000円/月まで）
12	加入保険	文部科学省共済組合、雇用保険に加入
13	応募資格	経済学ないし関連分野の博士号を取得した者、または1年のうちに博士の学位取得が見込める者。経済理論、実証経済学、数値計算、機械学習、オペレーションズリサーチなど、広く本プロジェクトで扱っている社会実装案件に貢献できる技術を持つ者（ここで列挙した技術をすべて網羅的に持っている必要はない）。経済学を活用した社会課題の解決に関心があり、企業など学外関係者と日本語で円滑なコミュニケーションが取れることが望ましい。
14	提出書類	以下の書類を1部作成 （1）任意の履歴書または東京大学所定の様式による履歴書1通（写真貼付） 東京大学所定の様式による履歴書を使用する場合は、履歴書の様式は <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a> の「東京大学統一履歴書フォーマット」からダウンロードすること。 （2）研究経歴書・CV（書式自由・英語可） （3）保有する技術・経験等についてのアピール文書（様式自由） 応募者がどのような社会実装案件に参加可能かを判断する材料として使用する。リサーチ・ステートメントなどでも可。長く、詳しい説明である必要はない。 （4）代表的な研究論文1本（その旨明示して送付すること）。その他に参考資料として最大4本までの論文を提出可能。 （5）推薦状1通（あるいは2通以上提出してもよい）

15	応募方法	Googleフォームに必須項目を入力し、全ての書類をPDFとしてアップロードする。 URL: <a href="https://forms.gle/g3SNmZSd5Bcco9cE7">https://forms.gle/g3SNmZSd5Bcco9cE7</a> ※2～3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
16	応募締切	2023年12月21日（木）必着 応募締切前でも、随時面接と採否の決定を行う。 書類選考の上、合格者に対し面接を実施（面接者の所在地により、対面かオンラインかを決定）。
17	問い合わせ先	〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学経済学研究科 ERATO小島プロジェクト：社会実装グループ採用担当 e-mail : eratostaff<at>e.u-tokyo.ac.jp <at>を@に変換
18	募集者名称	国立大学法人東京大学
19	受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
20	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</li> <li>・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。</li> </ul>